中野市個別避難計画作成業務委託契約書

　中野市長　湯本　隆英　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、個別避難計画作成業務(以下「業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

（委託内容）

第１条 甲は、本契約書により、個別避難計画の作成に関する業務を委託し、乙はこれを受

託する。

（契約期限）

第２条 本契約の期限は、契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、次の表のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の内容 | 委託料 |
| 新規の個別避難計画を作成したとき（1件につき） | 7,000円 |
| 更新の個別避難計画を作成したとき（1件につき） | 2,000円 |

（契約保証金）

第４条 契約保証金は、免除する。

（権利義務譲渡等の制限）

第５条 乙は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ

　又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第６条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（報告の徴取等）

第７条 甲は、乙に対し、業務の実施状況その他必要な事項について報告若しくは資料の

提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

２ 乙は、甲から、前項の報告若しくは資料の提出を求められたときは、速やかに報告若

　しくは資料を提出する、又は甲の指示に応じるものとする。

（完了届）

第８条 乙は、業務の完了後、速やかに作成した「個別避難計画（その他関連書類を含

む）」及び完了届を甲に提出するものとする。

（審査）

第９条 甲は、乙から「個別避難計画」を作成した対象者名等を記載した完了届及び作成

された「個別避難計画」の原本を受理したときは、10日以内にその内容を審査し、そ

の結果を乙に通知するものとする。

２ 甲は、審査の結果、提出された完了届及び「個別避難計画」の内容に、補正すべき事

項があったときは、乙にその旨を通知し、期日を定めて、乙に再提出をさせることが

できる。なお、再提出に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の請求）

第10条 乙は、甲から、審査の結果合格した旨の通知を受けた後でなければ、委託料を

請求することができない。

２ 乙は、完了届に記載された「個別避難計画」の作成数に第３条に定める委託料を乗じ

た額を請求することができる。

（委託料の支払）

第11条 甲は、乙から、委託料の請求があったときは、当該請求内容を確認のうえ、請

求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（事故発生時の措置）

第12条 乙は、業務の実施に関して事故が発生したときは、必要な措置を講ずるととも

に、甲にその状況を直ちに報告し、その指示を受けるものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、業務を実施するにあたり、業務上知り得た、個別避難計画作成の対象者

又はその家族の個人情報を漏洩してはならない。

（損害賠償責任）

第14条 乙は、業務の実施（個人情報の漏洩等を含む。）に関して、乙の責めに帰すべ

き事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなら

ない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議のうえ定める。

（契約の解除等）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除

することができる。

（1）乙が、この契約に定める業務を履行しないとき。

（2）業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

２ 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その責めを

負わないものとする。

３ 乙は、第１項の規定により契約が解除された場合には、当該契約が解除された日まで

　に行った業務にかかる一切の書類を、甲に提出しなければならない。

（協議）

第16条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ

て、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を所有する。

令和６年　　月　　日

委託者（甲）　住　　　所　　中野市三好町一丁目３番19号

氏　　　名　　中野市長　湯本　隆英

受託者（乙）　住　　　所

名　　　称

代表者氏名